

# 食品安全委員会汚染物質等専門調査会

## 第1回議事録

1. 日時 平成27年12月11日（金） 11:00～11:28

2. 場所 食品安全委員会中会議室（赤坂パークビル22階）

3. 議事

- (1) 専門委員紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3) 座長の選出
- (4) 汚染物質等専門調査会の運営体制について
- (5) その他

4. 出席者

(専門委員)

青木専門委員、穠山専門委員、浅見専門委員、  
遠藤専門委員、太田専門委員、苅田専門委員、川西専門委員、  
河原専門委員、川村専門委員、熊谷専門委員、桑村専門委員、  
齋藤専門委員、關野専門委員、祖父江専門委員、田中専門委員、  
長谷川専門委員、広瀬専門委員、増村専門委員、宮川専門委員、  
村田専門委員、村山専門委員、吉田専門委員、鰐淵専門委員

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員

(事務局)

東條事務局次長、関野評価第一課長、高崎評価調整官、今井課長補佐、  
松本評価専門官、石橋係長、松崎技術参与

5. 配布資料

- 資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程
- 資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について
- 資料1-3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について

資料2 化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制に関する事項  
参考資料 加熱時に生じるアクリルアミドワーキンググループの設置について

## 6. 議事内容

○今井課長補佐 定刻になりましたので、ただいまから第1回「汚染物質等専門調査会」を開催いたします。このたびは専門委員をお引き受けいただき、ありがとうございます。また、御多忙のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

座長が選出されるまでの間、議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

このたび、10月1日付をもちまして、本専門調査会の専門委員の改選が行われましたが、本日は改選後の最初の会合に当たります。まずはじめに、佐藤食品安全委員会委員長より挨拶いたします。

○佐藤委員長 食品安全委員会の佐藤でございます。

このたびは専門委員への御就任を御快諾いただき、大変ありがとうございました。事務局からも話がありましたように、10月1日に任命させていただいたのだと思うのですが、それから大分時間がたってございますが、今回初めてということで、食品安全委員会の委員長として、お礼を申し上げるとともに一言御挨拶を申し上げたいと思っております。座って失礼します。

今も申し上げましたけれども、安倍内閣総理大臣から10月1日付で食品安全委員会の専門委員としての任命書がお手元に届いていると思います。専門委員の先生方が所属される専門調査会については委員長が指名するということになっておりますので、先生方を汚染物質等専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

食品安全委員会がリスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことは非常に重要なことです。専門委員の先生方におかれましては、レギュラトリーサイエンスの専門家も含め、それぞれの分野の最新の科学的知見に基づき、リスクアナリシスの考え方にのっとり、総合的な判断で調査審議していただきたいと思っております。

汚染物質等専門調査会は30名の先生方をお願いしております。本専門調査会では、これまで、ヒ素やメチル水銀あるいはカドミウム等の評価を行っていただいております。本専門調査会はそのようなハザードの評価を行うわけなのですが、それぞれのハザードについて非常に特徴的なことがあったり、あるいは専門性が高いということがございますので、今後は評価対象物質ごとにワーキンググループをつくらせていただいて、食品安全委員会のもとにそのワーキンググループが設置され審議を行うということで、専門調査会として何か審議するということが余り機会がないのではないかと考えております。

専門調査会及びワーキンググループの審議については、原則公開となっております。先生方のこれまでの研究から得た貴重な経験を活かした御発言によって、傍聴者の方々も先生方の科学的な議論を聴くことができますし、情報の共有に資するものと考えてございます。

食品のリスク評価は国の内外を問わず、強い関心が寄せられております。専門委員の仕事は、食品の安全性を支える重要かつ意義深いものであります。先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を科学的にかつ迅速に遂行すべく、御尽力いただきますように重ねてお願い申し上げて、挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○今井課長補佐 ありがとうございます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに5点ございます。

資料1-1 「食品安全委員会専門調査会等運営規程」。

資料1-2 「食品安全委員会における調査審議方法等について」。

資料1-3 『食品安全委員会における調査審議方法等について』に係る確認書について」。

資料2 「化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制に関する事項」。

参考資料「加熱時に生じるアクリルアミドワーキンググループの設置について」。

不足の資料はございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、議事（1）の「専門委員紹介」でございます。お手元の専門委員名簿をご覧ください。私のほうからお名前の五十音順に御紹介させていただきますので、簡単な自己紹介をいただければと存じます。

青木康展専門委員。

○青木専門委員 国立環境研究所の環境リスク研究センターのフェローをしております青木でございます。よろしくお願いたします。

○今井課長補佐 穂山浩専門委員。

○穂山専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の食品部長を務めております穂山と申します。よろしくお願いたします。

○今井課長補佐 浅見真理専門委員。

○浅見専門委員 国立保健医療科学院の浅見でございます。この中では、工学系がかなり少ないのではないかと思いますけれども、よろしくお願いたします。

○今井課長補佐 遠藤裕子専門委員。

○遠藤専門委員 農林水産省動物医薬品検査所の遠藤と申します。初めて参加いたします。よろしくお願ひいたします。

○今井課長補佐 圓藤陽子専門委員は本日御欠席です。  
太田茂専門委員。

○太田専門委員 広島大学大学院医歯薬保健学研究院の太田でございます。本日初めての参加です。よろしくお願ひいたします。

○今井課長補佐 香山不二雄専門委員は本日御欠席でございます。  
荻田香苗専門委員。

○荻田専門委員 杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室の荻田と申します。初めての参加です。よろしくお願ひいたします。

○今井課長補佐 川西徹専門委員。

○川西専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の川西と申します。よろしくお願ひします。

○今井課長補佐 河原純子専門委員。

○河原専門委員 私は、国立研究開発法人国立環境研究所環境リスクセンター曝露計測研究室におります河原と申します。本日は初めて参加いたします。よろしくお願ひいたします。

○今井課長補佐 川村孝専門委員。

○川村専門委員 京都大学の川村です。内科医で疫学者で産業医です。よろしくお願ひします。

○今井課長補佐 熊谷嘉人専門委員。

○熊谷委員 筑波大学医学医療系の熊谷です。どうぞよろしくお願ひします。

○今井課長補佐 桑村充専門委員。

○桑村専門委員 大阪府立大学獣医病理学教室に所属しております桑村です。よろしくお願いいたします。

○今井課長補佐 齋藤嘉朗専門委員。

○齋藤専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の医薬安全科学部の齋藤と申します。初めて参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○今井課長補佐 關野祐子専門委員。

○關野専門委員 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センターの薬理部長をしております關野祐子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○今井課長補佐 祖父江友孝専門委員。

○祖父江専門委員 大阪大学医学系研究科社会環境医学の祖父江です。がんの疫学を専門としております。よろしくお願いいたします。

○今井課長補佐 高橋智専門委員は本日御欠席です。

田中亮太専門委員。

○田中専門委員 食品農医薬品安全性評価センターの田中です。どうぞよろしくお願いいたします。

○今井課長補佐 野原恵子専門委員は本日御欠席です。

長谷川隆一専門委員。

○長谷川専門委員 医薬品医療機器総合機構の長谷川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○今井課長補佐 広瀬明彦専門委員。

○広瀬専門委員 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター安全性予測評価

部の広瀬です。よろしくお願いいたします。

○今井課長補佐 福島哲仁専門委員は本日御欠席です。  
増村健一専門委員。

○増村専門委員 国立医薬品食品衛生研究所安全生物試験研究センター変異遺伝部の増村です。よろしくお願いいたします。

○今井課長補佐 宮川宗之専門委員。

○宮川専門委員 帝京大学医療技術学部スポーツ医療学科の宮川でございます。今回が初めての参加です。よろしくお願いいたします。

○今井課長補佐 村田勝敬専門委員。

○村田専門委員 秋田大学医学部環境保健学の村田と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

○今井課長補佐 村山典恵専門委員。

○村山専門委員 昭和薬科大学の村山と申します。よろしくお願いいたします。

○今井課長補佐 吉田充専門委員。

○吉田専門委員 日本獣医生命科学大学の吉田と申します。大学の名前には獣医が入っているのですが、私は獣医ではなくて、食品化学、有機化学のほうが専門になっております。よろしくお願いいたします。

○今井課長補佐 吉永淳専門委員は本日御欠席です。

吉成浩一専門委員は本日御欠席です。

鰐淵英機専門委員は遅れていらっしゃるかと御連絡をいただいております。

また、本日は食品安全委員会から、本専門調査会の担当委員である佐藤委員長、山添委員とともに熊谷委員、吉田委員に御出席いただいております。

最後に事務局を紹介いたします。

東條事務局次長。

関野評価第一課長。

高崎評価調整官。

松本評価専門官。

石橋係長。

松崎技術参与。

私は評価第一課課長補佐の今井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事（２）の「専門調査会の運営等について」に移らせていただきます。お手元の資料１－１と資料１－２をご覧ください。

資料１－１でございますが、１ページ目の第２条をご覧ください。「委員会に、別表の左欄に掲げる専門調査会を置き、これらの専門調査会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする」とございます。

３ページ目の下から５番目に汚染物質等専門調査会がございます。「汚染物質その他の専門調査会の所掌に属さない物質の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること」とされております。

１ページ目に戻っていただきまして、第２条の第３項でございますが、「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」とございます。後ほど座長の選出を行っていただきます。

第５項でございますが、「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とございます。

１ページ目の第４条でございますが、「座長は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる」とされております。

２ページ目の第６条でございますが、「委員長は、特定の分野について集中的に審議を行う必要があると認めるときは、委員会にワーキンググループを置くことができる」と規定されてございます。

本専門調査会の名称でございますが、本年９月までは「化学物質・汚染物質専門調査会」とされておりましたが、化学物質という中には、他の専門調査会の所属に属するものも含まれますので、本専門調査会の業務を名称に正確に反映させるため、本年１０月より「汚染物質等専門調査会」に改められております。

次に、資料１－２でございます。これはいわゆる利益相反の規定でございます。１ページの１に「基本的な考え方」がございます。

４行目でございますが、「評価に係る調査審議又は議決は、各分野の第一線の学識経験者により行われているが、当該調査審議等に用いられる資料の作成に当該学識経験者が密接に関与している場合等、中立公正な評価の確保の観点からは、委員会又は専門調査会における当該調査審議等に当該学識経験者が参加することが適当でない場合も想定される」。このような考え方から、調査審議の方法が定められてございます。

２の「委員会等における調査審議等への参加について」でございますが、「（１）委員会等は、その所属する委員又は専門委員が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員等を

調査審議等に参加させないものとする。ただし、委員会等が当該委員等の有する科学的知見が委員会等の調査審議に不可欠であると認める場合は、当該調査審議に参加させることができる」とございまして、1～2ページ目にかかる①～⑥の場合が定められてございます。

①につきましては、申請企業またはその関連企業等から過去3年間の各年で新たに取得した金品等の企業ごとの金額が2ページ目の別表に記載されているいずれかに該当する場合とございます。

②、特定企業の株式の保有割合が全株式の5%以上である場合。

③、特定企業の役員等に過去3年間において就任していた、または就任している場合。

④、特定企業からの依頼により当該調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力した場合。

2ページ目でございますが、⑤、リスク管理機関の審議会の長である場合。

⑥、その他調査審議の中立公正を害するおそれがあると認められる場合と規定されてございます。

(2)及び(3)でございますが、委員等は、任命された日以後に委員長宛てに確認書を提出することとされております。

(4)ですが、委員会等の都度、その確認書に記載された事実の確認を行うということになっております。

(5)でございますが、もし(1)の①～⑤のいずれかに該当することが明らかになった場合は、座長は当該確認に係る議事を確定し、その調査審議が行われている間は、その関係する委員等を会場から退室させるものとするとしてございます。

この資料1～2に基づきまして、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

資料1～3でございます。本日の議事につきまして、本年10月1日付で改選が行われました専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認いたしましたところ、平成15年10月2日の委員会決定の2(1)に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

確認書の記載に変更はございませんでしょうか。

それでは、御説明いたしました内容につきまして、御確認いただき、また、御留意いただきまして、専門委員をお務めいただきたいと存じます。

次に、食品安全委員会の体制整備について、報告いたします。

○高崎評価調整官 それでは、資料の一番最後にあります、右肩に参考と書いてあります「食品安全委員会の体制整備について」とある1枚紙をご覧ください。2点御報告させていただきます。

1点目は、事務局の体制整備についてです。近年の技術革新の中で*in silico*評価手法



をはじめとする新たな評価方法の導入に向けて、ハザード横断的または組織横断的に検討する必要性が高まってきてございます。食品中のアレルギーなど、また、新しいハザードに対応したリスク評価への社会的要請も強まってきてございます。こうした状況に対応するため、本年4月に評価技術企画室が設置され、10月1日付で専任のスタッフも配置されるなど、その機能が拡充され、本格的に業務を始動することとなりましたので、御報告いたします。専門委員の先生方の御指導、御支援をよろしくお願いいたします。

なお、私はこのたび、評価技術企画推進室長として実質的にこの室の業務全体の取りまとめを行うこととなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

2点目は、裏側をご覧ください。ワーキンググループの位置づけの整理とその設置についてです。食品安全委員会では、これまで既存の専門調査会の範囲を超えた特定の分野に関する審議を行う場合には、必要に応じて専門調査会の下にワーキングを設置し、審議を行ってまいりました。

一方で、審議内容の専門性・複雑性がますます高まる中で、より一層適切かつ迅速な評価が必要となってきてございます。これらを踏まえまして、ワーキンググループでの審議結果を重視することが必要となってきてございます。このため、既存の専門調査会の範囲を超えた分野に関するワーキンググループについては、原則として食品安全委員会の直下に設置することとし、専門調査会と同等の位置づけとすることといたしました。

これに伴いまして、この下の表中の下のほうにあります※のある3つのワーキンググループ、栄養成分関連添加物WG、加熱時に生じるアクリルアミドWG、薬剤耐性菌に関するWGについては、食品安全委員会の下に設置されることとなりましたので、あわせて御報告いたします。

以上です。

○今井課長補佐 次に、議事（3）の本専門調査会の座長の選出をお願いしたいと思えます。

座長の選出につきましては、資料1-1の運営規程の第2条第3項により、「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」こととされております。座長の推薦がございましたら、よろしくお願いいたします。

青木先生、よろしくお願いいたします。

○青木専門委員 私といたしましては、今まで清涼飲料水をはじめ、さまざまなリスク評価書の取りまとめをリードしていただきました長谷川隆一専門委員に座長をお願いできたらと思うのですが、いかがでございましょうか。

○今井課長補佐 いかがでしょうか。

川西先生、よろしくお願いいたします。

○川西専門委員 私もこういう化学物質のリスク評価、リスク管理、そういう部分全般について、実績あるいは見識という点から見ても、長谷川隆一先生に座長をお願いすることを推薦させていただきます。

以上です。

○今井課長補佐 ありがとうございます。

ただいま、青木専門委員、川西専門委員から長谷川専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでございましょうか。御賛同される方は、拍手をいただければと思います。

(拍手起こる)

○今井課長補佐 ありがとうございます。それでは、御賛同いただきましたので、座長に長谷川専門委員が選出されました。本来でございましたら、座長の席にお座りいただくところでございますが、本日は会場のスペースの都合上、大変申しわけございませんが、今お座りの席を座長席とさせていただきますと思います。

それでは、長谷川専門委員、一言御挨拶を頂戴できればと思います。

○長谷川座長 ただいま座長に選出されました長谷川でございます。

微力ではございますが、精一杯務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。(拍手)

○今井課長補佐 ありがとうございます。

次に、運営規程の第2条第5項に、「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とございますので、座長代理の指名をお願いいたします。これ以降の議事の進行は長谷川座長をお願いいたします。

○長谷川座長 どうもありがとうございました。

それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明がございましたように、座長代理の指名についてでございますが、私から座長代理といたしまして、鰐淵専門委員にお務め願いたく指名をさせていただきます。皆さん、いかがでしょうか。

(拍手起こる)

○長谷川座長 ありがとうございます。

それでは、鰐淵座長代理から一言御挨拶をお願いいたします。

○鰐淵専門委員 大阪市立大学の鰐淵でございます。

長谷川先生に何も無いことを祈りつつ、全うしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。(拍手)

○長谷川座長 どうもありがとうございました。

それでは、議事の(4)「汚染物質等専門調査会の運営体制について」ということで、事務局から資料2について御説明をお願いいたします。

○高崎評価調整官 それでは、資料2をご覧ください。これまで化学物質・汚染物質専門調査会はお手元の資料2の第2条に基づいて設置された幹事会と、第3条に基づいて設置された3つの部会及び平成20年5月の化学物質・汚染物質専門調査会幹事会において、化学物質・汚染物質専門調査会の下に設置されました鉛ワーキンググループにより運営されておりました。

今般、平成27年9月に開催された第578回食品安全委員会において、これまで化学物質・汚染物質専門調査会が所掌してきた評価対象物質の調査審議については、より専門的な観点から御審議いただくため、評価対象物質ごとにワーキンググループを食品安全委員会のもとに設置し、審議を行うこととなりました。

これに伴いまして、これらの幹事会及び3つの部会並びに鉛ワーキンググループを廃止したいと考えてございます。

これまで幹事会に所属されていた先生方におかれましては、2回の御審議をいただくことが必要なくなりまして、先生方の御負担の軽減につながるかと考えてございます。

なお、現在審議中のアクリルアミドについては、先ほど御説明させていただきましたとおり、平成27年10月1日付で、食品安全委員会のもとに、加熱時に生じるアクリルアミドワーキンググループとして設置してございます。今後、清涼飲料水中に含まれる化学物質や鉛等について調査審議を行う際には、食品安全委員会の下にワーキンググループを設置し、専門の先生方の中から御参加いただきたいと思いますと考えてございます。

以上です。

○長谷川座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、幹事会、3つの部会及び鉛ワーキンググループを廃止するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○長谷川座長 それでは、了解したものと思います。どうもありがとうございました。

次は、議事(5)「その他」についてでございます。事務局から何かございますでしょうか。

○今井課長補佐 ございません。

○長谷川座長 ありがとうございました。

それでは、以上で第1回「汚染物質等専門調査会」を閉会いたします。

本日は大変な雨と風の中を本当にお疲れさまでございました。どうもありがとうございました。